

パブリック・コメント手続用

調布市障害者総合計画（案）

第6期調布市障害福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）

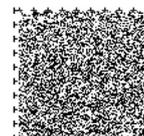
第2期調布市障害児福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）

この計画案は、当事者、公募による市民代表、障害者団体代表、障害福祉サービス関係事業者、学識経験者等からなる「調布市障害者総合計画策定委員会」での検討を経て作成したものです。委員会の資料（第1回～第4回）及び議事録（第1回～第3回）は、調布市ホームページで公開しています。

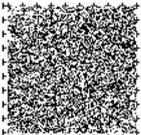
今回のパブリック・コメント手続の内容を踏まえ、さらに委員会で検討を行い、令和3年3月に「調布市障害者総合計画」を策定する予定です。

令和2年12月

調布市



< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の性格	5
3 計画の策定体制	8
第2章 計画の理念・基本的考え方	9
1 調布市の福祉の将来像	9
2 福祉圏域	10
3 基本理念	12
4 障害者施策推進の基本的考え方	13
5 施策体系	15
第3章 障害福祉サービス等の見込み量	17
1 訪問系サービス	18
2 日中活動系サービス	23
3 居住系サービス	30
4 相談支援	35
5 児童通所サービス	39
第4章 地域生活支援事業の見込み量	44
1 必須事業	45
2 任意事業	58
第5章 成果目標	61
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	67
4 福祉施設から一般就労への移行等	69
5 障害児支援の提供体制の整備等	74
6 相談支援体制の充実・強化等	78
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	79
第6章 計画の推進	81
1 計画の進捗状況の点検・評価	81
2 新型コロナウイルス感染症の影響	83
 資料	84

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 調布市における障害者支援の計画的取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していけるよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

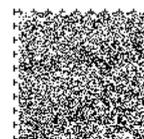
- 「はーとふるぷらんちょうふ」 (平成13年度～平成17年度)
- 「調布市障害者計画」 (平成18年度～平成23年度)
- 「第1期調布市障害福祉計画」 (平成18年度～平成20年度)
- 「第2期調布市障害福祉計画」 (平成21年度～平成23年度)
- 「調布市障害者総合計画」 (平成24年度～平成29年度)
(調布市障害者計画・第3期調布市障害福祉計画)
- 「第4期調布市障害福祉計画」 (平成27年度～平成29年度)
(調布市障害者総合計画の一部改訂)
- 「調布市障害者総合計画」 (平成30年度～令和5年度)
(調布市障害者計画・第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画)

平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成30年度～令和5年度)のうち、「第5期調布市障害福祉計画」(平成30年度～令和2年度)及び「第1期調布市障害児福祉計画」(平成30年度～令和2年度)部分が、令和3年3月でいずれも計画期間が終了となります。

(2) 「共生社会」の実現へ向けて

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)を批准しました。

この条約は、平成18年に国連で採択され、全ての障害者の人権及び基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、日本は140番目の締約国となります。



日本では、同条約にいう「合理的配慮」^(※1)の理念と、「共生社会」^(※2)の実現を盛り込むため、「障害者基本法」改正（平成23年8月）から、「障害者差別解消法」^(※3)成立（平成25年6月）まで、国内法の整備が進められました。

調布市においても、「障害者権利条約」の理念と「共生社会」の実現へ向けて、様々な取組を推進しています。

(3) 包括的・重層的な支援体制の構築

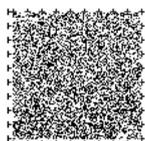
「共生社会」の実現を図るため、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が成立しました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的・重層的な支援体制の構築をめざし、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの分野を超えた属性や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の推進が求められています。

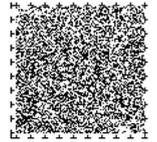
※1 合理的配慮：障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。（内閣府リーフレット「合理的配慮」を知っていますか？」より）

※2 共生社会：「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」として障害者基本法第1条（目的）に規定されています。

※3 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響



令和 2 年 1 月に国内で初めての新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、感染拡大の影響により、地域生活はもとより、障害者福祉の現場も大きな影響を受けました。

国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止対策の強化とともに、様々な対応策を実施する中で、同年 3 月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」といいます。）について、新型コロナウイルス感染症を同法の適用とする改正が行われ、同年 4 月 7 日から「特措法」に基づく緊急事態宣言が発出され、同年 5 月 25 日まで緊急事態措置が実施されました。

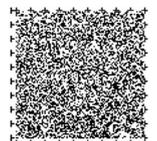
障害のある人とその家族の生活を継続するために、障害福祉に関する各種サービスは必要不可欠であり、学校の臨時休校に伴う放課後等デイサービス事業所の対応、通所施設における分散通所や在宅支援、活動プログラムの変更など、感染拡大防止に向けて様々な工夫を重ねながらサービス提供の継続への努力が続けられています。また、視聴覚障害者等、情報・コミュニケーション支援を必要とする方に対する新型コロナウイルス感染症への対応について、相談支援事業所等と連携しながら、障害特性を踏まえた情報提供の配慮を実施しています。

障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、国や東京都による各種支援策やサービス提供における特例的取扱いが示され、調布市においても、事業者への情報提供や独自の支援策の展開に取り組んでいます。

国による緊急事態措置の影響により、4 月、5 月には大きく落ち込んだサービス提供実績も、6 月以降は回復傾向にあります。サービス提供の現場においては、現在も感染拡大防止策の徹底が求められ、様々な活動の制限も継続しており、今後の見込みについても不透明な状況が続いています。

(5) 計画策定へ向けて

調布市では、これらに対応しながら、地域の実情や社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布で暮らして良かった」と実感できる地域づくりをめざしています。



2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。現行の「調布市障害者総合計画」は、この3計画を一体化して策定しています。

障害者計画	【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)
障害福祉計画	【根拠法】障害者総合支援法 ^(※) 第88条第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)
障害児福祉計画	【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)

本計画は、平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成30年度～令和5年度)の部分改定として、上記3計画のうち「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分について、新たに「第6期調布市障害福祉計画」及び「第2期調布市障害児福祉計画」を定めるものです。

※ 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律



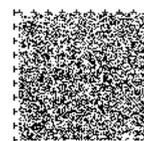
(2) 計画の期間

計画の期間は、「第6期調布市障害福祉計画」「第2期調布市障害児福祉計画」ともに、令和3年度から令和5年度までの3年間^(※)とします。

令和5年度末には、現行の「調布市障害者総合計画」全体も終了となるため、新たな一体化した計画を策定することとなります。

年度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
障害者計画 (6年)	「調布市障害者総合計画」					
障害福祉計画 (3年)	調布市障害者計画 第5期調布市障害福祉計画 第1期調布市障害児福祉計画			第6期調布市障害福祉計画 第2期調布市障害児福祉計画		
障害児福祉計画 (3年)						

※「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

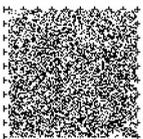
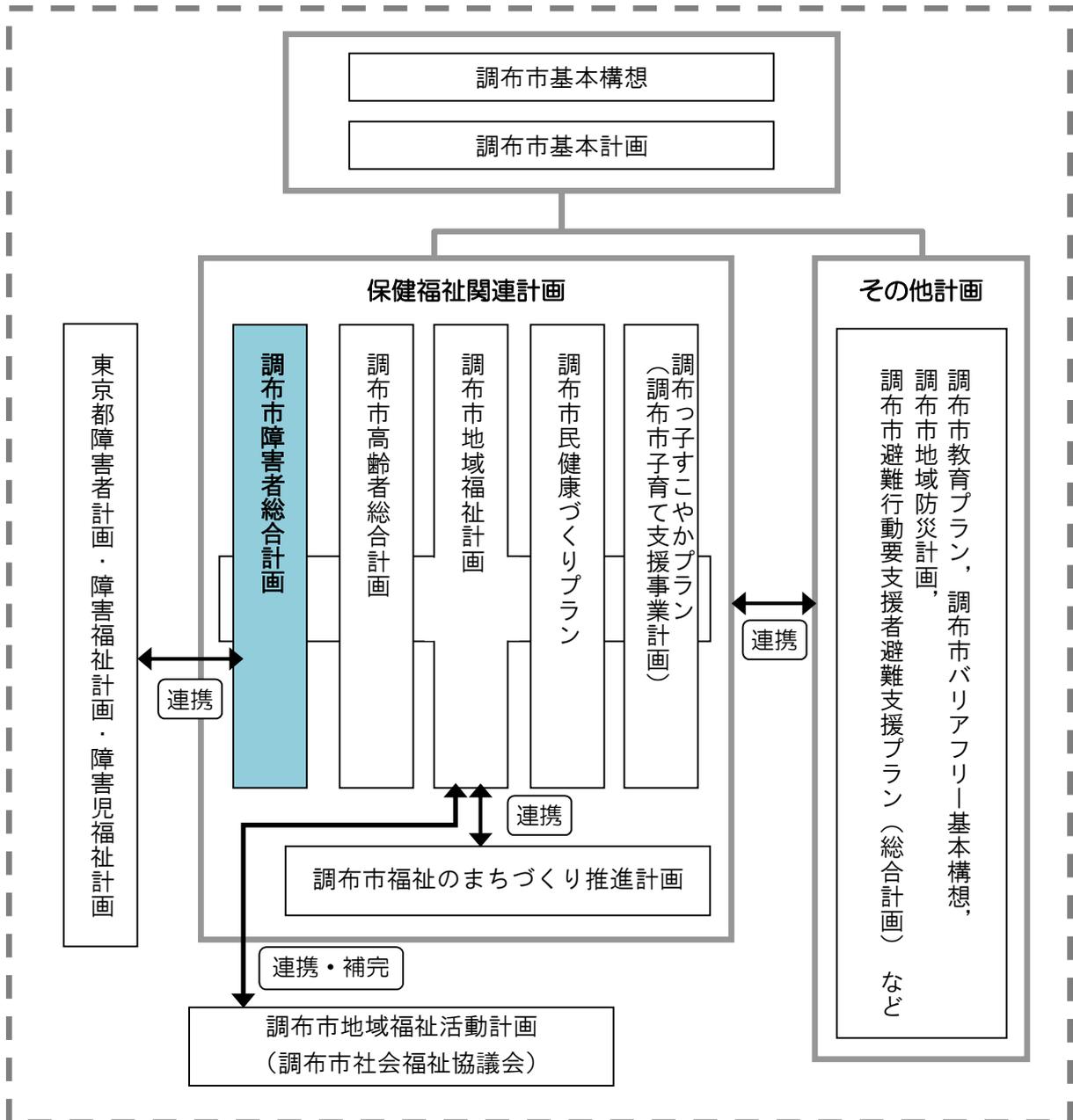


(3) 他の計画との関係

「調布市障害者総合計画」（第6期調布市障害福祉計画・第2期調布市障害児福祉計画）は、以下の計画と整合性を図ります。

- 調布市基本計画
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 東京都障害者計画・東京都障害福祉計画・東京都障害児福祉計画

■ 調布市の他の計画との関係イメージ図



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、当事者や家族、関係機関の意見を反映し、より地域で生活する障害のある方の実態、ニーズに即した内容とするため、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される「調布市障害者総合計画策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、計画策定にあたっては、以下に掲げる調査等も実施し、結果に基づいて課題の整理を行いました。

(1) 調布市民福祉ニーズ調査の実施（令和元年度）

（⇒詳細：巻末資料 93 ページ）

障害のある方の地域生活に関するアンケート調査、住民懇談会及び専門職懇談会を実施し、地域におけるニーズや課題の把握に努めました。

(2) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

（⇒詳細：巻末資料 94 ページ）

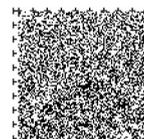
調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に、調布市が設置し、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指し、地域における障害者への支援体制に関する課題を情報共有し、実情に応じた支援体制の整備について継続的に協議を行っている「調布市障害者地域自立支援協議会」から、次期計画策定にあたり、地域課題について意見具申を受けました。

(3) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申

（⇒詳細：巻末資料 94 ページ）

平成 17 年度から調布市において設置し、精神障害や発達障害のある人が暮らしやすい地域づくりのため、支援機関が相互理解を深め、連携の強化を図っている「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」から、次期計画策定にあたり、地域課題について意見具申を受けました。

同連絡会は、平成 30 年度より精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための協議の場としての機能を追加しています



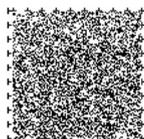
第2章 計画の理念・基本的考え方

1 調布市の福祉の将来像

調布市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。

「福祉3計画」においては、以下のとおり共通の将来像と基本理念を掲げ、その実現を目指します。

**みんなが 自分らしく 安心して
つながりをもって 暮らし続けられるまち
—支え合い 認め合い ともに暮らす—**



2 福祉圏域

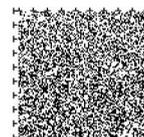
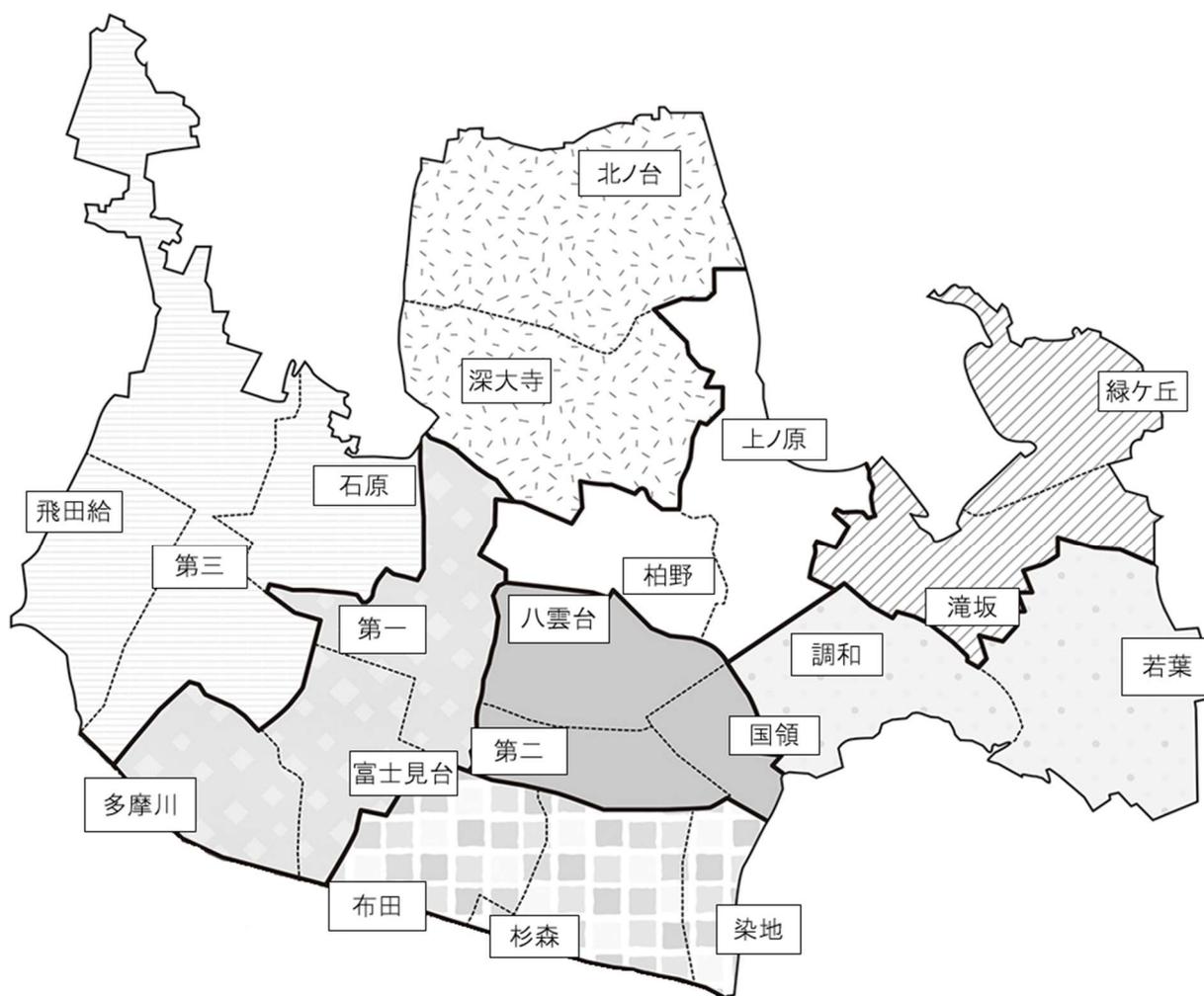
(1) 「福祉3計画」における福祉圏域の考え方

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される中学校区規模の8つの圏域です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域としています。

■ 福祉圏域の地域区分

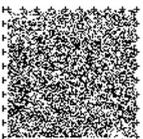
下記 内の記載は 小学校区の名称です。



(2) 障害者福祉における福祉圏域への対応

障害者福祉の分野においては、これまで市内全域を1圏域として取り扱っており、基本的な考え方は本計画においても継続とします。

そのもとで、より地域福祉、高齢者福祉との連携を密にし、顔の見える関係づくりを進めるために、障害福祉課や各相談機関において、「福祉3計画」における福祉圏域と整合した相談員の配置等を進めます。



3 基本理念

市が目指す福祉の将来像の実現へ向けて、「福祉3計画」に共通する基本理念を以下のよう
に定めています。

(理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

市民一人ひとりが住み慣れた地域において、生涯にわたって安心していきいきと自分
らしい生き方ができ、必要な支援を受けながら、自立して暮らしていける地域社会を目
指します。そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、社会参加を促す
取組を進めます。

(理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

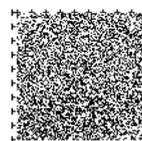
誰もが、孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きる
地域社会を目指します。そのために、年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかか
わらず、市民一人ひとりが地域の一員としてつながりをもって暮らせる地域づくりを進
めます。

(理念3) 住民全体で支え合う地域社会

市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の課題などについてともに考え、サービ
スの受け手にとどまるのではなく、できる力を活用して、地域の担い手となり、支援を必
要とする人を支え合う地域社会を目指します。そのための体制づくりについて行政、市
民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体と協働しながら取り組みます。

(理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

個人や家族、地域が抱える問題は多様な側面を持っています。これらを解決していく
ためには、多くの担い手がそれぞれの強みや専門性をいかした、より一体的、包括的な支
援が必要です。そのため福祉のみならず他分野とも連携し、個人や地域の課題に応じた
切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指します。



4 障害者施策推進の基本的考え方

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、その一つひとつをより障害者福祉においてより具体化していくために、以下の基本的考え方のもと、障害者施策を推進します。

(基本理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

(1) 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

その人が必要とする支援は、障害状況だけでなくそれぞれの価値観、生活スタイル、環境などによって異なるものです。本人のニーズ（本人自身が気付いていない、または表現できてない潜在的なニーズを含みます。）と自己決定を出発点として、個別性を重視し、一人ひとりに適切なサービスや支援を提供します。

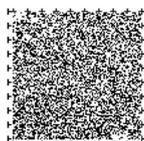
また、そのような支援が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階においても、その移行期においても、制度の切れ目なく提供できる体制を整備します。

(基本理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

(2) 障害による差別や排除のない共生社会の実現

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない社会をつくっていくことが必要です。そのために、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。

その中では、障害のある方を、支援を受ける側としてだけでなく、社会の中で役割を持った存在として捉えることが重要です。一人ひとりが地域の一員として認められ、市民全体が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。



(基本理念3) 住民全体で支え合う地域社会

(3) 市民全体への関心の広がりや協働による取組

「障害者にとっての課題」は、「障害者だけの課題」ではありません。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりが、「全ての市民にとって暮らしやすいまち」に繋がるものと考え、市民全体の関心を引き出し、「みんなの課題」として考えられる地域社会の実現を目指します。

そのうえで、課題解決のために、公的サービスとともに、当事者、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体との協働により地域で支え合うしくみづくりを図っていきます。

(基本理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

(4) 総合的・包括的な視点からの施策展開

障害のある子ども、障害者の高齢化など、本人の抱える課題はしばしば多面的、複合的なものとなっています。また、多様な課題を抱える家庭、介護者の高齢化による「老障介護」への対応など、本人だけでなく家庭・家族全体を支える視点も必要です。

障害のある方やその家族の生活課題を考えるにあたって、障害福祉の枠のみに捉われない総合的、包括的な視点から、児童福祉や高齢福祉、その他保健、医療、教育、雇用など、多様な分野との連携を図りながら施策を展開していきます。



5 施策体系

前述の理念・基本的考え方を受けて、「調布市障害者総合計画」では、具体的に以下の3つの柱から施策体系を構築しています。

1 障害のある方と家族への地域生活の支援

ライフステージを通じて障害のある方の地域生活を支える基盤となる施策を展開します。また、本人だけでなく家族全体を対象として捉え、支えていく視点を持ちます。

2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

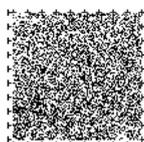
生涯にわたるライフステージのどの段階においても、その人らしい生活を支えていくため、主に「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類し、各ライフステージによって変化する様々なニーズに対応した施策を展開します。

3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。

各施策については、平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」で令和5年度までの計画を定めています。

「第6期調布市障害福祉計画」及び「第2期調布市障害児福祉計画」では、これらのうち主に「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに「児童福祉法」に基づく「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」の提供体制の確保について定めます。



<施策体系>

